

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
38	B	地方に対する規制緩和	11_その他	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	【制度改正の経緯】令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産取得情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度法制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。 【支障事例】今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。 【制度改正の必要性】各市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。 また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。 【制度改正の効果】自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ。提案が実現した際には、この労力を削減することができると見込まれる県がある。 また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。 さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度法制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくても当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税に都道府県が当該特例措置の要件に該当するかを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。 以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続き負担の軽減を図るといった観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考えられる。	市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。 また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産取得情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	地方税法第73条の14、地方税法第73条の20の2、地方税法第73条の24、地方税法第302条、地方税法施行規則第15条の5の3	総務省、法務省	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県	別添資料あり	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、利根町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、雄勝町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市長官庁、豊田市、常滑市、大塚府、岐阜市、柏原市、兵庫県、加古川市、南都留町、出雲市、山口県、防府市、徳島市、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡平市、室蘭市、熊本県、那覇市、西宮市、門川町	○本市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。 ○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和4年度法制改正により、住宅の特例措置(地方税法第73条の14第1項及び第3項並びに同法第73条の24第1項から第3項)の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の1つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。 ○年間100時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。 ○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると思われる。 ○当市においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産評価額を付けて資料を送付しており、業務量の増大を招き一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されると合わせて、登記所が保有している固定資産評価額も提供されれば、当市税務課の業務軽減につながることも期待できる。 ○現行の登記の情報のみ提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者、市町村の固定資産課税課部署へ来庁の上、直接照会を行っている。回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第422条の3に基づく通知(評価額通知)を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考えられる。また、地方税法第422条の3に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。 ○当市においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容(特に評価額)については情報が少ないため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町村に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員負担を軽減することができる。 ○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が多くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。 ○登記所からの通知には、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。	提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するということであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものである。固定資産評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から申請書を受け付けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではない。また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産評価額情報を関連付けて提供することは困難である。 なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な評価を課税標準とする。固定資産評価基準に基づいて評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産課税の課税を行う仕組みとしている。	
42	B	地方に対する規制緩和	09_土木・建築	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの最新の住所情報の調査を求められていること、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために発行される住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための鑑定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2ヶ月と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。 また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの鑑定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務省令第1条から第6条	総務省、国土交通省	山口市	鯉川市、浜松市、鹿儿島市	○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	第1次回答において、必要な対応を検討することとしたいとされているが、所有者不明土地対策としての住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、幅広く住民票の写しの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的に住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。 今後のスケジュールについて御教示いただきたい。 地方公共団体等の事務負担の軽減及び住民サービス向上に資するため、関係府省で実行された調査結果を踏まえつつ、所有者不明土地対策としての住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	
125	B	地方に対する規制緩和	11_その他	林地台帳の作成・更新に関する事務	森林法第191条の4に基づく林地台帳の作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し。	市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。 現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記簿通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。 しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍簿本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。 また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍簿本、除籍簿本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年150~200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8か月を要した事例もある。 加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住民担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。 なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	総務省、農林水産省	福井市、福井県	花巻市、秋田県、浜川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、笠原市、岐阜県、富山県、熊本市	○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。 ○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多岐にわたる労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	第1次回答において、必要な対応を検討することとしたいとされているが、林地台帳の作成・更新に関する事務の住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムの活用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的に住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。 本提案内容や所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住民基本台帳ネットワークシステムの活用を可能とする制度改正を前向きに進めたい。加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲の拡大を幅広く行うよう検討を進めていただきたい。	

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【北海道】 家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考えらる。</p> <p>【釧路市】 都道府県別の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑み、令和8年度の一斉稼働に対し、機動的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受け、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図りたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム(eLTAx)の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進めば、提案団体の支障事例は解消されるのか。</p> <p>併せて、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次ヒアリングにおいて資料等を用いて具体的に示していただきたい。令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。</p>	<p>現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知(以下「価格等の通知」という。))について電子化の取組みを進めている。</p> <p>具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書(第2.0版)」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。</p> <p>このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込みである。</p> <p>その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAx更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。</p> <p>このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。</p>	<p>5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の登録業務等システムの統一標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。</p>	<p>前段 通知等</p>	<p>令和4年8月31日</p>	<p>令和4年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。</p>	
					<p>後段 検討中</p>	<p>令和8年秋</p>	<p>令和8年秋にリリース予定の次期eLTAx更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討を進めている。</p>	<p>令和8年秋にリリース予定の次期eLTAx更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討を進める。</p>
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基本ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。</p>	<p>所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務について、住基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとした。</p> <p>併せて、所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとした。</p>	<p>5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が境界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合</p>	<p>法律</p>	<p>令和5年中</p>	<p>所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。</p>	<p>左記法律による住基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。</p>
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基本ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。</p>	<p>森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとした。</p> <p>併せて、所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとした。</p>	<p>5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が境界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合</p>	<p>法律</p>	<p>令和5年中</p>	<p>所有者不明土地対策として住基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。</p>	<p>左記法律による住基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。</p>

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
144	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類に於ける住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上で内容確認が可能とすること	産業廃棄物処理業許可に当たり、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されおり、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	産業物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会			青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本県、大分県	○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17,000件超)	登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。	登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるのと、よろしく願います。

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。 住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。	5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けられるものとする。 (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(i) 法律	令和5年中	産業廃棄物処理業の許可などに関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
					(ii) 前段省令	令和5年度	検討中	(i) の法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係規定の整備等、必要な対応を行う。
					(ii) 後段検討中	令和5年度	検討中	既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
					(iii) 検討中	令和6年度以降	デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日 デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
213	A	権限移譲	07.産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月を要するが、組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない。県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務有所管分の実績は、過去3年前で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限を併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	法務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会			大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に移譲済みの事務及び権限を併せて、統一的かつ迅速な対応ができることにより、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等の事務については、一元的な処理を行う観点から、所管省庁において行うこととされているところ、仮にその事務を都道府県知事が行うこととする場合、都道府県において事務負担等の支障が生ずることのないよう関係機関との十分な調整が必要である。	2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等については、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限を併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。
225	B	地方に対する規制緩和	11.その他	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受けた市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	【現行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受けた市町村は住所市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受けた日から最底数日、長く2週間程度時間が掛かるため、住所市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の記載をする中で必ず世帯主氏名を住所市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受けた市町村は、住所市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつかないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いないかの確認などに事務処理が発生し、回答するための10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所市町村に世帯主氏名を逐別に記載しておらず、戸籍の届出を受けた際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。 戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。	住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号	総務省、法務省	茅ヶ崎市			水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市	○住所地の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受けた際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。 ○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。	戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。 一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。	婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、住民基本台帳事務においても不要であるため速やかな対応を求める。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。 当市では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に従い、デジタル3原則で掲げられるデジタルファーストで業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。そのため現行の事務処理で行っている電話による照会、回答によるアナログな確認方法ではなく、デジタルオンラインによる事務処理を行うことが強く求められている。住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令に基づく出生届について世帯主の氏名を届出の記載事項から削除することが困難であるならば、出生届を受けた際に当該出生届に記載されている世帯主を確認するための手段として、住所市町村へ電話で照会し、確認する以外の別の代替手段を用いて事務の効率化を図っていく必要があるのではないかと、当市としては、住民基本台帳法第30条の6に定める項目に「世帯主の氏名」又は「世帯番号」(団体コード+世帯番号等)を加え、住民基本台帳ネットワークシステム上で世帯の閲覧が可能とすることを求める。住民基本台帳ネットワークシステム上での閲覧が困難である場合は、出生届を受けた際に住所市町村へ記載されている世帯主を確認するために電話を用いる以外の代替手段についてお示しいただきたい。

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求め る。		仮に2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等の事務 を都道府県知事が行うこととする場合、事務負担の観点から提案団体 以外の都道府県においても当該事務を実施することに支障がないよう 十分調整していただく必要がある。	4【法務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法 律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわた る事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限 る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制 が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備するこ と等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。	政令	未定	都道府県に対して権限移譲に係るア ンケート調査を実施した。その結果を 踏まえ、権限を都道府県に移譲する との結論を得た。	改正政令の施行時期等について、 関係省庁及び都道府県と協議し、政 令改正に向けた準備を進める。
			届書を業務に利用している関係省庁にも念のため確認の上、「世帯主 の氏名」を削除しても差し支えないことが確認できれば、本年度中を目 途に戸籍法施行規則及び関連する通達を改正することとしたい。 また、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。) は、本人確認のための仕組みであり、本人確認情報とは異なる「世帯 に関する情報」を住基ネットから提供することはできない。したがって、 出生届の届出の際に住基ネットを用いて、届書の「世帯主の氏名」欄 に記載された者が世帯主であることは確認できないが、その者の氏名 や住所の正確性を確認する行為であれば、住民基本台帳法(以下 「法」という。)第9条第2項による通知に関する事務であると解され、法 第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定における 「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、 住基ネットを活用することが可能である。	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (iii)婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載(施行規則56条 6号、57条1項8号及び58条7号)については、削除することを検討し、令和4年 度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	施行規則の改正	令和6年度中を目途に公布・施行	「世帯主の氏名」を削除することにつ いて、市区町村に対しアプリングを 行ったところ、現状において、世帯主 の氏名の記載を求めることを前提に 運用を行っている市区町村が相当数 存在していることが確認された。 上記情報の主要な利用目的として は、住民基本台帳法第9条第2項の 通知(以下、「9条2項通知」という。) が挙げられるところ、デジタル手続法 の10号施行日以降、9条2項通知 が電子化され、自動送信される予定 であり、職員が世帯主の氏名等を確 認して9条2項通知の送付の判断を 行うという現在の運用が変更される ことから、9条2項通知の電子化後 の運用状況を注視しつつ、戸籍法施 行規則改正を行うことが市区町村の混 乱を最小限に抑える観点から最適で あると判断した。	デジタル手続法の10号施行日以降 (令和6年度中を目途)に、戸籍法施 行規則を改正し、婚姻、離婚及び死 亡の届書における世帯主の氏名の 記載(施行規則56条6号、57条1項8 号及び58条7号)を削除する。